

上野 みえこ

先議案件として提案されている7件の「給与に関する条例」の一部改正について、一括してお尋ねいたします。

- (1) 一般職ならびに会計年度任用職員の給料月額と期末・勤勉手当の改定率の根拠と引き上げ分の影響額を、それぞれ平均給与でお示しください。
 - (2) 昨年来の急激な物価の高騰は、勤労者世帯の消費支出額で考えた場合に、年間支出でどの程度の影響額になっていますか。今回の給与や期末勤勉手当の引上げは、物価高騰に見合ったものとなっているでしょうか。
 - (3) 一般職職員と会計年度任用職員の職員数と、それぞれの平均給与をお示しください。
 - (4) 市長他特別職の期末手当0・1カ月分引上げ分の影響額、ならびに年間支給総額をそれぞれにお示し下さい。
 - (5) 一般職の任期付職員の採用状況について、職種別の人数をご説明ください。それらについて、任期付の採用としている理由をご説明ください。
- 以上5点、総務局長に伺います。

(答弁)

ただいまの答弁では、市役所の一般職のうち約4割が会計年度任用職員、非正規であり、その給料は正職員の4割です。今回の給与等改定のもとになった人事委員会勧告は、物価や生計費を勘案しているとの答弁もありました。しかし、この間、1年8カ月も続いてきた急激な物価高騰の状況を見れば、到底物価高を反映した給与の改定にはなっていません。そもそも熊本の賃金は全国的に見ても低水準、政令市最低クラスです。そこに、大幅な物価高騰が押し寄せて、暮らしは本当にひっ迫しています。そこで続けて、お尋ねいたします。

① 今回の給料や期末勤勉手当の引上げは、物価高騰の実態に見合ったものとし、全国の政令市でも最低クラスの賃金を引き上げていくためにも、官民格差の解消にとどまらない、一般職職員の給与等引上げが必要ではないで

しょうか。

② 非正規である会計年度任用職員が市職員の約3割を占めていることが、本市職員の給与が低い大きな要因となっています。正職員に比べ圧倒的に低い会計年度任用職員の賃金を抜本的に引き上げるべきではないでしょうか。さらに、低い賃金で働く会計年度任用職員は今後解消していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

③ 任期付職員では、常用的な業務については、任期の定めのない雇用へ切り替えるべきではないでしょうか。

④ もともと給与額も多い市長等特別職の期末手当の引上げについては、物価高騰に苦しむ市民の理解が得られるとお考えでしょうか。

⑤ 困窮する市民の実態を考慮するならば、今回の特別職の引上げは見合わせるべきではないでしょうか。その検討は、されたのでしょうか。

以上5点、市長に伺います。

(答弁)

職員給与の改定については、今年度2度にわたり国への要望を行われているとのことなので、必要性は認識されているものと理解します。しかし、人事委員会勧告を超える引上げは困難ということでした。今回の給与等改定に関する人事委員会勧告の資料部分では、総務省や日銀などの公表資料をもとに、消費者物価指数の前年同月比で、以前は全国よりも熊本市が下回っていたものが、昨年10月から熊本が上回るようになり、勤労者世帯の消費支出でも全国より熊本が低かった金額が、昨年12月から全国を熊本市が上回るようになったと紹介されています。一方で、給与は依然として全国水準を熊本が下回っており、少ない賃金に物価高騰がのしかかっている現状があります。日本共産党が提案した「経済再生プラン」でも、第1に掲げているのが労働者の賃上げ、待遇の改善です。とりわけ、公務員給与は、民間も含めた労働者の賃金の基準ともなるべきものであり、それが民間より低水準になっ

てしまっていること自体が大きな問題です。会計年度任用職員・非正規職員が市職員の3割を占め、賃金が低い大きな要因となっている点は放置できま

せん。熊本の低い賃金水準を引き上げのためにも、その改善を早急にす³るべきと考えます。

任期付職員を任期の定めのない職員にする問題では、災害発生時等を想定し必要数を確保するとの答弁でした。しかし現実には、児童相談所の医師や市電の監督職など、恒常的に必要とされる部署でも任期付での対応となっています。より質の高い住民サービスを恒常的に提供し、その質をより高めていくためにも、任期の定めのない雇用へと切り替えることを求めています。

そして、条例改正で提案されているように、任期付職員や会計年度任用職員について一定の給料や期末手当引上げを行うことは、明らかな賃金・処遇の格差がありながら、その存在が当然視されてしまいます。それは非正規・不安定な雇用形態を温存するものであり、本来の雇用確保・処遇改善を求める立場に立つならば、改善すべき課題を残すものとして、全面的に容認できるものではありません。雇用の基本は「正規雇用」という立場を堅持し、その実現まで暫定的には非正規も含めた全職員の処遇改善に努めていただくことを求めるものです。また、本市の会年度任用職員の平均的給与は約12万8000円との答弁ですが、全国最低クラスの最低賃金という課題が残されたままの低賃金であり、私ども日本共産党が国へ強く要望している最低賃金を時給で1500円へと引き上げれば、会計年度任用職員の給与も20万円程度に引き上げられていくのではないのでしょうか。市として、最低賃金引き上げを国へ要望していただくようお願いしておきます。

また、市長ならびに特別職の期末手当引上げは、適正であるとの認識を示されました。最初の答弁で、引き上げ額は市長の142,800円を筆頭に、交通事業管理者の76,200円まで様々ですが、非正規労働者の場合は、熊本市の会計年度任用職員でも月額12万8,000円の給料なので、市長の引き上げ額はそれを上回る金額です。今議会の補正予算に低所得世帯への物価高騰対策の給付金・1世帯7万円が予算化されています。報道等で知った市民のみなさんから「支給はいつになるのか」と、問い合わせが殺到しています。切羽詰まった状況で7万円を心待ちにしている市民から見れば、月額119万円の給料に、夏冬合わせて471万2,400円の期末手当をもらっている市長の期末手当をさらに会計年度任用職員の給料1カ月分も引き

上げる必要があるのか、市民の理解が得られるとは思えません。3割もの職員が会計年度任用職員として非正規で働く現状を放置してきたことが非正規雇用を拡大し、国民健康保険や介護保険の負担が増え、教育や子育て支援の制度が遅れていることが市民生活の厳しさ・大きな負担となっていることなどを考えると、市民の暮らしの実態をよそに市長自らの期末手当を引上げることには、市民の理解は得られないと思います。

以上を踏まえ、最後に1点、市長に伺います。今回の条例改正では、「市長の期末手当支給の特例に関する条例」の廃止が合わせて提案されています。令和2年制定のこの条例の提案理由は、「新型コロナウイルス感染症に係る困難な市民生活を共に乗り切る覚悟を示すため」ということでした。3年も続いた新型コロナウイルス禍に追い打ちをかけている今般の物価高騰、長期及ぶ市民の困難な状況が今も続く、コロナ禍にも匹敵するような厳しい現状を市民と一緒に乗り越える覚悟はないのでしょうか。この条例こそ、今活用して自らの期末手当引上げは辞退すべきではないでしょうか。答弁をお願いいたします。